

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	雨竜町

## 雨竜町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名	雨竜町産業建設課
所在地	北海道雨竜郡雨竜町字フコウリ 104 番地
電話番号	0125-77-2213
FAX 番号	0125-78-3122
メールアドレス	nourin@town.uryu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・キツネ・タヌキ・アライグマ・鳥類（カラス類・ハト類）
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	北海道雨竜町（町内一円）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稻	1,382千円 12.21ha
	そば	700千円 7.41ha
	秋小麦	49千円 1.78ha
	大豆	369千円 8.35ha
ヒグマ	—	0千円 0.00ha
キツネ	メロン	8千円 0.01ha
鳥類	—	0千円 0.00ha
アライグマ	スイートコーン	144千円 0.74ha
	メロン	

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	内 容
エゾシカ	農作物の播種から収穫までの長期間に渡り出没し、町内一円において被害が確認されている。主に水稻の食害や踏圧被害が発生しており、近年では市街地や道路周辺への出没も多く、交通事故も懸念され、農業生産者のみならず、住民生活にも影響している。
ヒグマ	12月から3月の冬眠期間を除いて、山間地域のみならず、農村集落内の住宅近くの主要道路を横断するなど目撃情報も多い。頻繁な出没は、人命の危険も懸念される。
キツネ・鳥類	通年の出没が確認されている。 キツネは、農村地区の納屋や空き家等に入出している形跡はみられるが、鳥類を含み農作物被害等との関係性を特定することは難しく被害状況が見えにくい。
アライグマ	収穫期の農村地域では主にハウス内のスイカ・メロン・スイートコーン等の食害が多く、近年、市街地域では家庭菜園での食害があり、農業生産者のみならず住民生活にも影響している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
エゾシカ	2,500千円 29.75ha	2,250千円 26.77ha
ヒグマ	0千円 0.00ha	0千円 0.00ha
キツネ	8千円 0.01ha	7千円 0.01ha
鳥類	0千円 0.00ha	0千円 0.00ha
アライグマ	144千円 0.65ha	129千円 0.58ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	被害防止対策の内容		課題
捕獲等に関する取組	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足くくりワナによる捕獲</li> <li>・ 銃器による捕獲</li> <li>・ 高周波発生器による威嚇</li> </ul>	<p>エゾシカは被害農業者自ら狩猟（わな猟）免許を取得し、個体調整を実施しているが、活動に個人差があり、全町一体的な取組となるようくくりワナを増やすことも含めた体制整備が必要。</p> <p>町内における銃器等免許取得者や猟友会の会員など担い手の確保対策の検討が必要。また、箱ワナの数量についても必要に応じ補充交換を行う必要がある。</p>
	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箱ワナによる捕獲</li> <li>・ 銃器による捕獲</li> <li>・ 猟友会による巡回監視</li> </ul>	
	キツネ・タヌキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箱ワナによる捕獲</li> <li>・ 銃器による捕獲</li> </ul>	
	鳥類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銃器による捕獲</li> </ul>	
	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箱ワナによる捕獲</li> </ul>	
防護柵の設置等に関する取組	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部の農業者で電気防護柵の設置</li> <li>・ 町でシカ対策用高周波発生器（8台）を購入し、被害農家へ貸出</li> </ul>	<p>一部個人及び集団事業において防護柵を設置している状況にあるが、水田面積が広く、設置延長が長くなるため、管理及び経済的観点から町全体での対策は難しい。</p>

(5) 今後の取組方針

- ① 協議会において、被害防止に向けて効果的な対策等を検討協議する。
- ② 捕獲担い手の育成確保を図る。
- ③ 捕獲体制の整備を図る。
- ④ 防止対策に携わる者の有害鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。
- ⑤ 個別の取り組みについては、次のとおり。

鳥獣の種類	内 容
エゾシカ	<p>猟友会と連携し捕獲及び追い払いを行うとともに、シカ用の足くくりワナによる捕獲を行う。また、狩猟（わな猟）免許取得・更新費用の助成と足くくりワナの無料貸与を行う。捕獲した個体については、食肉加工施設への搬入、または一般廃棄物処理場へ搬入して焼却処理する。</p> <p>監視カメラを設置して個体の動態等について状況を確認する。</p>
ヒグマ	<p>猟友会と連携し捕獲及び追い払いを行うとともに、ヒグマ用箱ワナによる捕獲を行う。捕獲した個体は、一般廃棄物処理場へ搬入して焼却処理する。また、ヒグマの出没地域については、出没注意の看板を設置し、注意を促すものとする。</p> <p>監視カメラを設置して個体の動態等について状況を確認する。</p>
キツネ	<p>捕獲及び追い払いを行い、箱ワナにより捕獲した個体は処理する。</p>
鳥類	<p>捕獲及び追い払いを行う。</p>
アライグマ	<p>防除従事者及び有害鳥獣捕獲の許可を受けた農業者が農業被害防止の目的で自らが事業地内で捕獲を行うとともに、アライグマの発生源となっている一般住宅において、一般住民がアライグマの捕獲活動を行い捕獲圧を高め農業被害防止を行う。</p> <p>捕獲した個体は電気銃等による止めさしを行い、一般廃棄物処理場へ搬入して焼却処理する。</p> <p>監視カメラを設置して個体の動態等について状況を確認する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ① 協議会において連携を図りながら効果的な対策等について検討するとともに、有害鳥獣からの農業被害、生活環境被害を最小限に留める。
- ② 従来の有害鳥獣駆除として猟友会に対し、有害鳥獣駆除委託契約を行う。
- ③ 鳥獣被害対策実施隊員による有害捕獲に対し、必要に応じライフル銃による捕獲を行う。
- ④ 鳥獣ごとの捕獲体制は、次のとおり。

区 分	捕獲の種別	内 容
エゾシカ	銃器及び足くくりワナ	<p>狩猟（わな猟）免許取得者がワナを設置、運搬及び処理を行う。猟友会は捕獲（止めさし）を実施する。</p>

ヒグマ	銃器及び箱ワナ	町が設置した箱ワナについて、猟友会が捕獲及び箱ワナの見回りを実施し、町が運搬及び処理を行う。
キツネ	銃器及び箱ワナ	狩猟免許取得者が銃器による捕獲を行う。なお、箱ワナについては、農業被害を受けた農業者に対し、適切な指導のもと貸し出しを行う。
鳥獣	銃器	狩猟免許取得者が銃器による捕獲を行う。
アライグマ	箱ワナ	防除従事者及び有害鳥獣捕獲許可を受けた農業者等が箱ワナを設置し、捕獲活動を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度	エゾシカ・ヒグマ・キツネ ・鳥類・アライグマ	箱ワナや足くくりワナの補修。有害鳥獣の習性などに関する知識を取得する研修の開催。新たな担い手の確保。
令和6年度	エゾシカ・ヒグマ・キツネ ・鳥類・アライグマ	箱ワナや足くくりワナの補修。有害鳥獣の習性などに関する知識を取得する研修の開催。新たな担い手の確保。
令和7年度	エゾシカ・ヒグマ・キツネ ・鳥類・アライグマ	箱ワナや足くくりワナの補修。有害鳥獣の習性などに関する知識を取得する研修の開催。新たな担い手の確保。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲実績等を参考に捕獲見込数を計上する。エゾシカ・アライグマの捕獲計画頭数については、捕獲免許取得者の増加及び捕獲技術の向上を想定し計上する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
エゾシカ	60	70	80
ヒグマ	出没状況に応じて 対応する	出没状況に応じて 対応する	出没状況に応じて 対応する
キツネ	10	10	10
鳥類	10	10	10
アライグマ	120	120	120
捕獲等の取組内容			

- ・捕獲予定場所は、町内一円とする。
- ・ヒグマは、4月から11月まで、エゾシカ及びキツネ・アライグマは、通年（内狩猟期間を除く）を捕獲期間とする。
- ・銃は、ライフル及び散弾銃とする。
- ・ワナは、ヒグマとキツネ・アライグマについては箱ワナを、エゾシカについては足くくりワナを使用する。

※捕獲手段について

原則として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第1項または第2項に規定する禁止猟法及び同法第36条に規定する危険猟法以外の方法で行う。

※捕獲予定場所について

原則として、道指定鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）は、捕獲区域に含めない。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- ・鳥獣被害対策実施隊員による有害捕獲を実施する際、捕獲率を上げることが必要であり、ライフル銃の使用は有効な捕獲方法であるため、関係法令の順守と安全確認を徹底し、事故防止に努め行うものとする。
- ・実施予定時期は、通年とする。
- ・捕獲予定場所は、町内一円とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	5年度	6年度	7年度
エゾシカ	被害状況を踏まえ必要に応じ整備を検討する。	被害状況を踏まえ必要に応じ整備を検討する。	被害状況を踏まえ必要に応じ整備を検討する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
5～7	エゾシカ・キツネ ヒグマ・アライグマ	生息環境管理（農地をエサ場にしない取組、農道・法面・畦畔の草刈、山林と農地間の草刈の実施）の強化を図ることで鳥獣の農地への出没を軽減する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
雨竜町	関係機関へ情報提供及び目撃・出没地域周辺の巡回 住民等への情報提供、注意喚起及び避難場所等への誘導 猟友会への駆除要請、捕獲駆除の実施
北海道空知総合振興局環境生活課	捕獲・駆除等に関する助言
北海道空知総合振興局森林室	入林者等の状況の把握・情報提供
深川警察署	目撃・出没地域周辺の巡回 避難場所等への誘導
北海道森林管理局空知森林管理署 北空知支署	入林者等の状況の把握・情報提供
北空知森林組合	入林者等の状況の把握・情報提供
北海道猟友会北空知支部雨竜部会	目撃・出没地域周辺の巡回 捕獲駆除道具の準備・着用、駆除の実施

(2) 緊急時の連絡体制

別添のフロー図のとおり

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、一般廃棄物処理場へ搬入して焼却処理する。ただし、損傷が著しい場合等捕獲現場からの搬出が困難な場合は現場にて埋設する。なお、エゾシカについては、搬入の条件が整った場合は食肉加工施設への搬入を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

エゾシカについては、食肉加工施設への搬入を行い、食肉用として利活用する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	雨竜町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
雨竜町	連絡調整、捕獲許可申請事務、情報収集及び提供
きたそらち農業協同組合雨竜支所	農作物被害情報の収集及び提供、機材情報の提供

北海道中央農業共済組合 北空知支所	被害情報の収集及び提供
空知農業改良普及センター	被害対策アドバイス
雨竜土地改良区	巡回パトロール
雨竜町農業委員会	巡回パトロール
各営農組合（6地域）	農業者への情報提供及び収集、新たな担い手の確保

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道空知総合振興局環境生活課	鳥獣対策の窓口（捕獲許可申請等）
北海道空知総合振興局森林室	道有林の被害調査、駆除時の入林許可等
深川警察署	交通事故対応、ヒグマ出没時の警備
北海道森林管理局空知森林管理署 北空知支署	国有林の被害調査、駆除時の入林許可等
北空知森林組合	森林被害に関する情報提供等
北海道猟友会北空知支部雨竜部会	対象鳥獣の駆除、巡回

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

構成：雨竜町、北海道猟友会北空知支部雨竜部会 実施隊と協議会が連携を密にし、より一層の被害軽減に努める。
---

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を確保するにあたっては、狩猟に関する関係法令の順守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努めるものとする。
--

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--